

# 大学教育の質保証について

# 我が国の公的な質保証システムの主な沿革①

## 事前規制型の質保証システム（昭和50年～平成15年）

- 我が国の公的な質保証システムは、従来、設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型であった。これは、大学の自主性・自律性を尊重し、設置認可後の大学に自律的な質保証機能が備わっていることに着目したものであり、我が国の高等教育の整備に際し、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきた。

### 【大学教育の改善について（答申）（平成3年2月8日 大学審議会）】

- 大学教育の改善は、基本的には、それぞれの大学の自主的な努力によって実現されるものであり、大学が自己革新のエネルギーをいかに発揮し、自己をいかに活性化し得るかが重要な課題。
- このためには、各大学が自由で多様な発展を遂げ得るよう大学設置基準を大綱化するとともに、自らの責任において教育研究の不断の改善を図ることを促すための自己点検・評価のシステムを導入する必要。

### 【大学設置基準の大綱化】

- 大学教育改善への努力を促進するためには、我が国の大学教育の枠組みを規定している大学設置基準を可能な限り大綱化し、個々の大学がそれぞれの理念・目的に基づき、自由かつ多様な形態で教育を実施し得るようになる必要がある。
- 大学として共通に備える必要がある基本的な枠組み以外の事項については、法的規制は行わず、各大学が学則等において自主的に定め得るようになることが望ましい。
- 大学設置基準の大綱化に対応した審査の在り方について具体的に検討することが期待される。

### 【大学の自己点検・評価の努力義務化】 （見直し） -----> 自己点検・評価の公表を義務化（平成11年～）

- 大学が、教育研究活動の活性化を図り、質の向上に努めるとともに、その社会的責任を果たしていくためには、不断の自己点検を行い、改善への努力を行っていくことが必要。
- 大学の評価については、各大学自身による自己点検・評価が基本。

### 【21世紀の大学像と今後の改革方策について（答申）（平成10年10月26日 大学審議会）】

- 大学入学希望者などの直接の利用者や一般の国民が必要とする大学情報を分かりやすく提供することは、公共的な機関としての大学の社会的な責務である。このため、大学が、その教育研究目標・計画（例えば、将来計画など）、大学への入学や学習機会に関する情報、学生の知識・能力の修得水準に関する情報（成績評価方針・基準等）、卒業生の進路状況に関する情報、大学での研究課題に関する情報を広く国民に対して提供するものとし、それを制度上位置付けることが必要。

⇒大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年～）

## 我が国の公的な質保証システムの主な沿革②

### 事前規制と事後チェックの併用型による質保証システム（平成15年～）

#### 【大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について（答申）（平成14年8月5日 中央教育審議会）】

- 大学の設置認可制度は、その教育研究の質を保証する上で一定の役割を果たしている一方、組織改編には国の設置審査が必要となることから、大学が学問の進展や社会の変化・ニーズに応じて自らより積極的に改革できるよう、設置認可制度を弾力化すべきとの意見。
- 我が国の行政システム全体の動きとして、国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する方向。
- 国の事前規制である設置認可制度を見直し、学問の自由、大学の自主性・自律性の尊重等を踏まえて国の関与は謙抑的としつつ、設置後も含めて官民のシステム全体で大学の質を保証していく必要。

- ⇒ 設置認可の在り方の見直し（平成15年～） (見直し) → 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化（平成25年～）  
【大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会（報告）（平成25年2月4日）】  
※上記の他にも継続的に見直し・改善を実施
- ⇒ 第三者評価制度の導入（平成16年～） (見直し) → 各大学の自律的な改革サイクルとしての内部質保証機能を重視し、教育研究活動の質的改善を中心とした評価制度に転換（平成30年～）
- ⇒ 法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年～） (見直し) → 【認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）（平成28年3月18日 中央教育審議会大学分科会）】

#### 【我が国の高等教育の将来像（答申）（平成17年1月28日 中央教育審議会）】

- 教育内容・方法、財務・経営状況等に関する情報や設置審査等の過程、認証評価や自己点検・評価の結果等により明らかとなった課題や情報を当該機関が積極的に学習者に提供するなど、社会に対する説明責任を果たし、当該機関自身による質の保証に努めていくことが求められる。
- 具体的には、例えば、ホームページ等を活用して、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命、社会に対する「約束」とも言える設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書、学則、自己点検・評価の結果等の基本的な情報を開示することが求められる。

- ⇒ 教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年～） (見直し) → 公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年～）  
情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置づけ（同上）

# 平成15年の質保証に関する制度改革の概要

## 【規制改革の動き】

### ○総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」（平成13年12月）

高等教育における自由な競争環境の整備

- ・大学・学部の設置規制の準則化（審査基準をあらかじめ法令上明確化）と届出制の導入
- ・大学・学部の設置等に係る認可に対する抑制方針の見直し
- ・第三者による継続的な評価制度の導入

## 【中央教育審議会の提言】

### ○「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（平成14年8月 答申）

「国の事前規制である設置認可を弾力化し、大学が自らの判断で社会の変化等に対応して多様で特色のある教育研究活動を展開できるようにする。それとともに、大学設置後の状況について当該大学以外の第三者が客観的な立場から継続的に評価を行う体制を整備する。これらのことにより、大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究活動の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築することとする。」

### ○設置認可の在り方の見直し

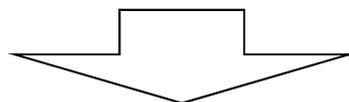
- ・ 設置認可の対象の見直し（届出制の導入）
- ・ 抑制方針の撤廃  
（医師、歯科医師等特定の養成分野は除く）
- ・ 審査基準の見直し  
（審査基準をあらかじめ法令上明確化）

### ○第三者評価制度の導入

- ・ 国の認証を受けた評価機関が大学を定期的に評価
- ・ 評価結果を公表  
（・自己点検・評価の公表を義務化（平成16年））

### ○法令違反状態の大学に対する是正措置

- ・ 段階的な是正措置の導入  
（閉鎖命令の前に改善勧告や変更命令等の是正措置を導入）



## ①設置認可の見直し（平成15年度審査（平成16年度開設）より適用）

### ○届出による設置の導入（学校教育法の改正）

○抑制方針の撤廃（工場等制限法及び審議会内規の廃止）

○審査基準の準則化（省令（大学設置基準等）及び告示の改正・制定）

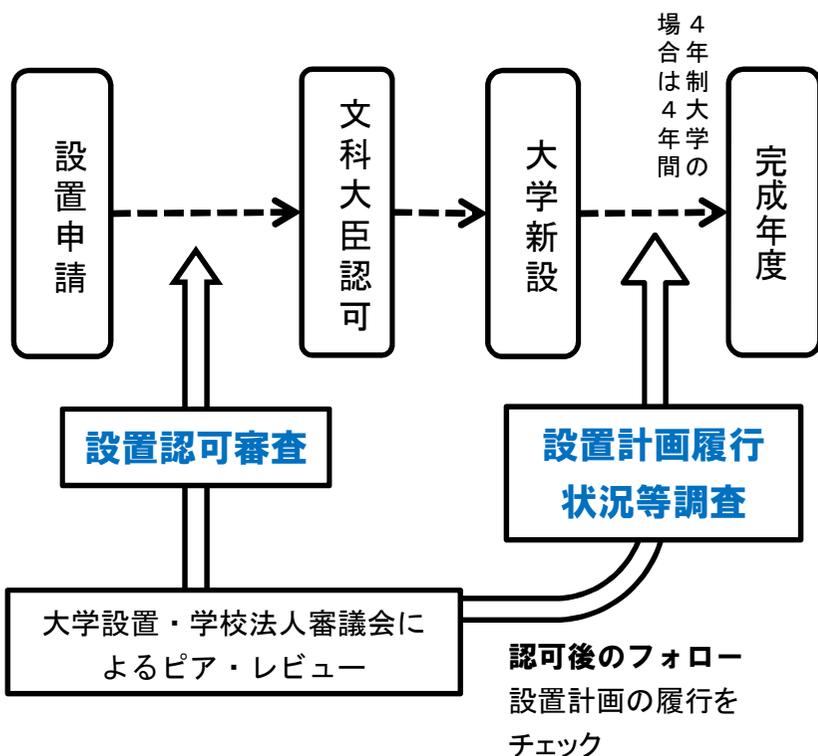
## ②認証評価制度の導入（平成16年度より適用）（学校教育法の改正）

## ③法令違反状態の大学に対する段階的是正措置の導入（平成15年度より適用）（学校教育法の改正）

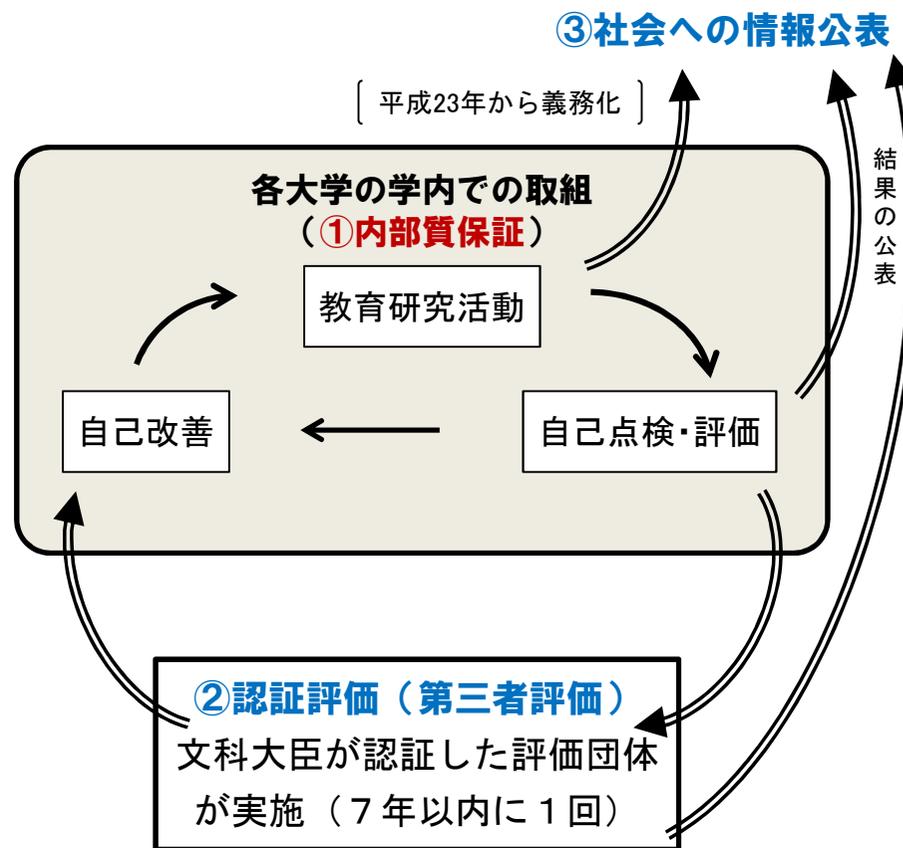
# 我が国の大学の質保証のイメージ図

## 【設置認可審査等による入口における質保証】

(大学の設置申請から完成年度までの質保証)



## 【認証評価制度や情報公表等による恒常的な質保証】



### 大学設置基準

教育課程、教員数・教員資格、校地・校舎面積などの最低基準を定める(教育研究水準を確保)

# 大学設置基準の概要

学校教育法（昭和22年法律第26号）

第三条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、**文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準**に従い、これを設置しなければならない。

第八条 校長及び教員（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の適用を受ける者を除く。）の資格に関する事項は、別に法律で定めるもののほか、文部科学大臣がこれを定める。

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）

（趣旨）

第一条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、**大学を設置するのに必要な最低の基準**とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

## ◆総則◆

- 趣旨
- 教育研究上の目的
- 入学者選抜

## ◆教育研究上の基本組織◆

- 学部・学科・課程
- 学部以外の基本組織

## ◆教員組織◆

- 教員組織
- 授業科目の担当
- 専任教員

## ◆教員の資格◆

- 学長、教授等の資格

## ◆収容定員◆

- 収容定員

## ◆教育課程◆

- 教育課程の編成方針・方法
- 単位
- 授業期間
- 授業の方法
- 成績評価基準等の明示
- 組織的な研修
- 昼夜開講制

## ◆卒業の要件等◆

- 単位の授与
- 履修科目の登録の上限
- 他の大学の授業科目の履修、大学以外の教育施設等における学修、入学前の既修得単位の認定
- 長期履修・科目等履修生
- 卒業の要件

## ◆校地、校舎等の施設及び設備等◆

- 校地・運動場・校舎等施設
- 校地・校舎面積基準
- 図書等の資料及び図書館
- 附属施設
- 機械・器具等

## ◆事務組織等◆

- 事務組織
- 厚生補導の組織

## ◆共同教育課程に関する特例◆

## ◆国際連携学科に関する特例◆

## ◆雑則◆

- 外国に設ける組織
- 段階的整備

# 大学設置基準について（専任教員）

## 第三章 教員組織 (専任教員数)

第十三条 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数(共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数)と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。

### 別表第一 イ 抜粋

学部の種類	1学科で組織する場合の専任教員数		2以上の学科で組織する場合の1学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	320-600	10	200-400	6
教育学・保育学関係	320-600	10	200-400	6
法学関係	400-800	14	400-600	10
経済学関係	400-800	14	400-600	10
社会学・社会福祉学関係	400-800	14	400-600	10
理学関係	200-400	14	160-320	8
工学関係	200-400	14	160-320	8
農学関係	200-400	14	160-320	8
獣医学関係	300-600	28	240-480	16
薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの)	300-600	28	240-360	16
薬学関係(臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを除く。)	200-400	14	160-240	8
家政関係	200-400	10	160-240	6
美術関係	200-400	10	160-240	6
音楽関係	200-400	10	160-240	6
体育関係	200-400	12	160-320	8
保健衛生学関係(看護学関係)	200-400	12	—	—
保健衛生学関係(看護学関係を除く。)	200-400	14	160-320	8

## 大学設置基準について（校地・校舎面積基準）

### （校地の面積）

第三十七条 大学における校地の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）は、収容定員上の学生一人当たり十平方メートルとして算定した面積に附属病院建築面積を加えた面積とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同じ種類の昼間学部（昼間において授業を行う学部をいう。以下同じ。）及び夜間学部が近接した施設等を使用し、又は施設等を共用する場合の校地の面積は、当該昼間学部及び夜間学部における教育研究に支障のない面積とする。
- 3 昼夜開講制を実施する場合においては、これに係る収容定員、履修方法、施設の使用状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、第一項に規定する面積を減ずることができる。

### （校舎の面積）

第三十七条の二 校舎の面積は、一個の学部のみを置く大学にあつては、別表第三イ又はロの表に定める面積（共同学科を置く場合にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積に第四十八条第一項の規定により得られる当該共同学科に係る面積を加えた面積）以上とし、複数の学部を置く大学にあつては、当該複数の学部のうち同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）が最大である学部についての同表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）に当該学部以外の学部についてのそれぞれ別表第三ロ又はハの表に定める面積（共同学科を置く学部については、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる面積）を合計した面積を加えた面積（共同学科を置く場合にあつては、第四十八条第一項の規定により得られる当該学科に係る面積を加えた面積）以上とする。

# (参考) 大学設置基準等の弾力化の主な内容①

## 【大学の基本組織に関する規定の弾力化】

### ①学部の種類の規定の撤廃（平成3年）

学部の種類について、新たな分野の展開等を考慮し、文学、法学、経済学等の例示規定を撤廃。

### ②学科の下部組織の規定の撤廃（平成3年）

教育研究上特に必要があるときは学科に専攻課程を設けることができるとする規定を撤廃し、各大学の裁量にゆだねた。

### ③学科に代えて課程を設けるための要件に関する規定の弾力化（平成3年）

「学科を設けることが適当でないとき」としていた課程設置の条件を、「有益かつ適切であると認められるとき」に弾力化。

## 【教員組織に関する規定の弾力化】

### ①専任教員数に関する規定の弾力化（平成3年）

専任教員数の基準について、一般教育科目、専門教育科目の区分ごとに教員数を定める方式を改め、例えば一般教育に関する科目を担当する専任教員数を何人とするかは、各大学の判断にゆだねることとした。

### ②兼任教員数の規定の撤廃（平成3年）

「兼任の教員の合計数は、全教員数の2分の1を超えないものとする」とされていた兼任教員数の制限を撤廃し、各大学の判断により必要な数の兼任教員を置くことができることとした。

### ③主要学科目の担当教員に関する規定の弾力化（平成3年）

教育上主要と認められる学科目（主要学科目）を専任の教授、助教授以外が担当する条件を緩和。

### ④教員組織に関する規定の弾力化（平成13年）

講座制・学科目制以外の独自の教員組織の設計ができることを明示。

## (参考) 大学設置基準等の弾力化の主な内容②

### 【教育課程・卒業要件等に関する規定の弾力化】

- ①授業科目区分に関する規定の撤廃（平成3年）  
一般教育科目、専門教育科目等の科目区分を廃止。
- ②単位の計算方法の弾力化（平成3年）  
単位の計算方法について、教室外何時間、教室内何時間といった固定的な学修時間の計算を弾力化。
- ③一年間の授業時間の弾力化（平成3年）  
具体的な授業日数についての定めを削除。
- ④各授業科目の授業期間の弾力化（平成3年）  
短期間の授業を行うことができることを明示。
- ⑤授業を行う学生数の弾力化（平成3年）  
具体的な一律の人数を廃止。
- ⑥授業の方法の弾力化（平成13年）  
多様なメディアを利用する授業、外国における授業の履修、インターネット等による遠隔授業等ができることを明示。
- ⑦卒業要件の弾力化（平成3年）  
授業科目の区分に応じて修得すべき単位数についての定めを廃止。
- ⑧入学前の既修得単位等の認定の弾力化（平成11年）  
認定できる単位数の上限を30単位→60単位に倍増。

### 【校地面積基準の弾力化】

- ・校舎基準面積の6倍→3倍に緩和。（平成10年）
- ・「収容定員×10m<sup>2</sup>」で計算する方式に緩和。（平成15年）

### 【校地・校舎の自己所有要件の弾力化】

- ①大学院専用施設の自己所有要件を弾力化（平成13年）  
開設以降10年以上にわたり支障なく使用できる保証がある場合、また、借用に係る経費を適当な形で確保している場合に限り借用のものでも差し支えないこととして取扱いを弾力化。
- ②校地の自己所有要件の弾力化（平成15年）  
大学（大学院大学を含む。）の校地について、校地基準面積の2分の1以上の自己所有を求めていたのを、校舎基準面積相当分以上（校舎基準面積が校地基準面積を上回る場合には、校地基準面積相当分以上）で足りることとした。
- ③校舎の自己所有の弾力化（平成15年）  
大学（大学院大学を含む。）の校舎について、これまで借用を認めていなかったのを、国又は地方公共団体等からの借用であれば認めることとした。

# 設置認可制度の概要

大学を新設する場合等においては、文部科学大臣の認可が必要(学校教育法第4条第1項第一号)。また、文部科学大臣が認可を行う場合には、大学設置・学校法人審議会への諮問が必要(同法第95条)。

## 【設置に認可が必要な組織】

- 大学、大学の学部、大学の学部の学科
- 大学院、大学院の研究科、大学院の研究科の専攻
- 短期大学、短期大学の学科
- ※大学の学部・学科、大学院の研究科・専攻及び短期大学の学科については、授与する学位の種類と分野の変更を伴わない場合は認可を要しない(届出で足りる)

## 【設置認可の流れ】

- ①設置認可の申請(大学新設:前々年度10月末、学部等新設:前年度3月末)
- ②文部科学大臣から大学設置・学校法人審議会へ諮問
- ③審議会において審査(大学新設:10ヶ月、学部等新設5ヶ月)
- ④審議会から答申後、文部科学大臣が認可の可否を決定(8月末頃)

## 【審査の基準】

文部科学省告示として「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」が定められており、これに基づいて大学設置・学校法人審議会大学設置分科会において審査。

- 学校教育法や大学設置基準等の法令に適合すること。
- 学生確保の見通し、及び人材需要等社会の要請があること。
- 既設の大学等の入学定員超過率が一定割合未満であること。
- 医師、歯科医師、獣医師及び船舶職員の養成に係る大学等の設置でないこと。
- 虚偽申請等の不正行為があつて一定期間を経過していない場合等でないこと。

大学設置基準等に基づく実際の審査における主な観点は以下の通り。

### ◆全体の設置計画についての審査

#### 【設置の趣旨・目的】

- ・設置の趣旨・目的が、「学術の中心として、広く知識を受けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法上の大学の目的に適合していること。

#### 【教育課程】

- ・当該大学等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程が編成されていること。

#### 【教員組織】

- ・大学の教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員が置かれていること。

#### 【名称、施設・設備等】

- ・大学、学部及び学科の名称が大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものであること。
- ・大学の組織及び規模に応じ、研究室、教室、図書館、医務室、学生自習室等の専用の施設を備えた校舎を有していること。

### ◆教員審査

- ・研究上の業績等を有するとともに、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められること。
- ・専ら当該大学における教育研究に従事するものと認められること。

## (参考) 質保証の観点による設置認可・審査の改善例

(平成18年度)

- ◆ 告示に位置づけられていた設置計画履行状況等調査を省令上明確化、新たに届出も対象
- ◆ 新設された大学の情報公開を義務化（名称、位置、留意事項等）

(平成21年度)

- ◆ 大学の設置認可の際における情報公開の対象の拡大（基本計画、学則等）

(平成25年度)

- ◆ 長期的かつ安定的に学生の確保を図ることができる見通しがあること、及び人材の要請に関する目的その他教育研究上の目的が、人材の需要等社会の要請を踏まえたものであるかを審査の基準として告示上明確化

# 認証評価制度の概要

## 【概要】

- ・平成16年度から、大学は、文部科学大臣の認証を受けた第三者機関(認証評価機関)による評価(認証評価)を受けることが義務付けられている。(学校教育法109条第2項、第3項)

## 【目的】

- ・評価結果が公表されることにより、大学等が社会的評価を受ける
- ・評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図る

## 【種類】

- ① 大学の教育研究等の総合的な状況の評価(いわゆる機関別認証評価)  
大学等の教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況について評価(7年以内ごと)
- ② 専門職大学院の評価(いわゆる分野別認証評価)  
専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について評価(5年以内ごと)

## 【大学評価基準】

大学評価基準については文部科学省令において大枠(※)が定められており、各認証評価機関はこの大枠の範囲内で具体的な基準を定めることとなる。

(※)学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目省令を定める省令(以下、細目省令という)において定める大学評価基準の大枠

1. 大学評価基準が学校教育法や大学設置基準などの法令に適合していること(細目省令第1条第1項第1号)
2. 大学評価基準に大学の特色ある教育研究の進展に資する項目が定められていること(細目省令第1条第1項第2号)
3. 大学評価基準に次の事項が含まれていること(細目省令第1条第2項第1号)
  - ①教育研究上の基本組織、②教員組織、③教育課程、④施設及び設備、⑤事務組織、⑥三つの方針(卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針)、⑦教育研究活動等の状況に係る情報の公表、⑧内部質保証、⑨財務、⑩その他教育研究活動等

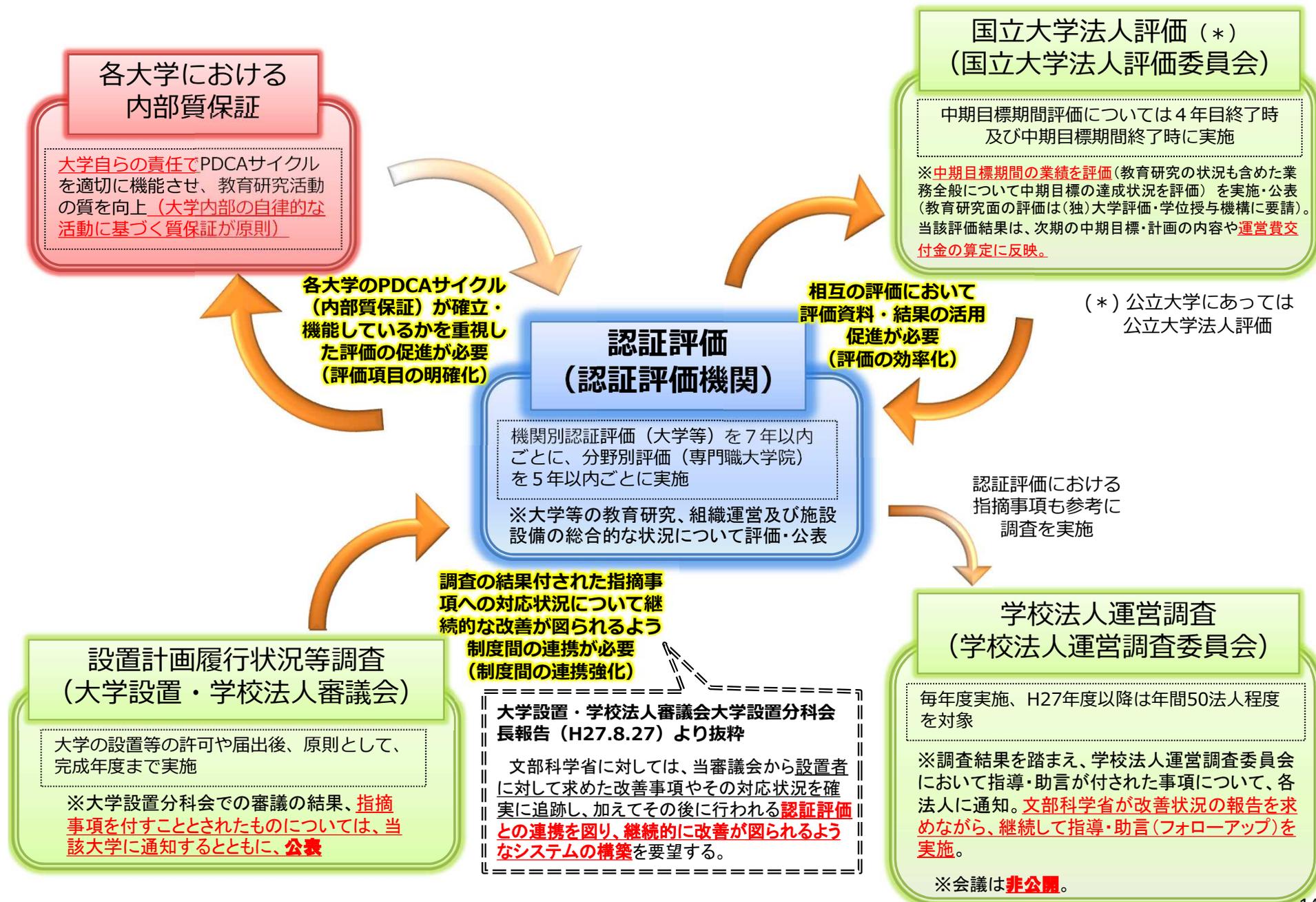
## 【評価の方法】

- ・各認証評価機関が定める評価基準に従って実施(学校教育法第109条第4項)
- ・大学は認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択(学校教育法第109条第4項)
- ・①大学の自己点検・評価の結果分析、②大学への実地調査、③ステークホルダーからの意見聴取を義務付け。  
(細目省令第1条第1項第4号、第2項第4号)

## 【評価結果の公表等】

認証評価機関は、評価結果について、①大学への通知、②公表、③文部科学大臣への報告を行わなければならない。  
(学校教育法第110条第4項)

# (参考) 認証評価制度と他の質保証制度との関係について(イメージ図)



## (参考) 認証評価制度の改善について①

### 【経緯等】

#### ≪背景・課題≫

- 大学の質保証については、平成16年に第三者評価制度である認証評価制度が導入され、現在2巡目の評価が実施されているところ、現行の認証評価制度に対しては、以下のような指摘がなされている。
  - ・法令適合性等の外形的な評価項目等が多く、必ずしも教育研究活動の質的改善が中心となっていない
  - ・評価結果を教育研究活動の改善に活かす仕組みが十分ではない
  - ・社会一般における認証評価の認知度が十分ではない

#### 中央教育審議会大学分科会大学教育部会を中心に認証評価制度の改善に向け検討

≪平成28年3月18日≫中央教育審議会大学分科会「**認証評価制度の充実に向けて(審議まとめ)**」をとりまとめ  
⇒審議まとめを踏まえ、「**学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令**」を平成28年3月31日公布、平成30年4月1日施行

### 【省令改正内容】

#### ○ 大学評価基準において定める評価事項関連

##### (1) 大学評価基準における共通項目の充実

**大学評価基準に共通して定めなければならない事項**として、以下の点を追加するものとする。

- ① **三つの方針**(※)に関すること。
- ② **教育研究活動等の改善**を継続的に行う仕組み(**内部質保証**)に関すること。

※卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)

##### (2) 重点評価項目の設定

大学評価基準に定める項目のうち、**内部質保証に関することについては、重点的に認証評価を行うものとする。**

##### (3) 設置計画履行状況等調査(AC)との連携

認証評価機関はACの結果を踏まえた文部科学大臣の是正又は改善に関する意見が付された大学に対する評価を行うに当たっては、当該意見に対して講じた措置を把握するものとする。

## (参考) 認証評価制度の改善について②

### ○ 評価の質の向上

#### (1) 認証評価機関の自己点検・評価の義務化

認証評価機関は、大学評価基準、評価方法、評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

#### (2) 認証評価機関におけるフォローアップ

認証評価機関は、評価の結果、改善が必要とされる事項を指摘した大学の教育研究活動等の状況について、当該大学の求めに応じ、再度評価を行うよう努めるものとする。

#### (3) 評価における社会との関係強化

認証評価機関は、その評価方法に、高等学校、地方公共団体、民間企業等の関係者からの意見聴取が含まれるものとする。

※高等専門学校の教育研究等の総合的な状況に係る認証評価(機関別評価)においても、上記省令改正内容について、準用する。

### 【中教審審議まとめを踏まえた取組】

#### ○ 各大学等が、**教育研究の質の確保**に資する内部質保証の体制の構築等に取り組む際、また認証評価機関が大学評価基準等を見直し、認証評価を行う際には、以下のような事項に取組。

- ・内部質保証に関することについて、優れた取組等を実施していると評価した大学等に対し、次回評価において評価内容及び方法の弾力化により評価の効率化を図ること。また、法令遵守事項については、評価書やチェックシートの確認など方法の簡略化を図ること。
- ・大学の自己点検・評価の段階から客観的なデータや指標の積極的な活用、認証評価機関においても定量的な評価の実施やエビデンスの収集強化に取り組むこと。
- ・教育の質的転換を促進するため、各大学等が学生の学修状況の把握・評価の実施状況についての評価に取り組むこと。
- ・評価の過程において、認証評価と社会との関係強化等の観点から、高等学校、地方公共団体、企業、学生等からの意見聴取に取り組むこと。
- ・重点評価項目である内部質保証について段階別評価の活用など、評価結果を社会一般に対して分かりやすく発信するとともに、特に優れた取組を積極的に公表すること。
- ・認証評価に係る各大学等の負担の軽減のため、国立大学法人評価などの他の評価における教育研究に関する評価資料及び結果も活用した評価に取り組むこと。

# (参考) 認証評価機関一覧 (平成30年1月現在)

## 機関別認証評価機関

認証評価機関名	評価の対象	認証日
公益財団法人 大学基準協会 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 日本高等教育評価機構	大学	平成16年8月31日 平成17年1月14日 平成17年7月12日
一般財団法人 短期大学基準協会 公益財団法人 大学基準協会 公益財団法人 日本高等教育評価機構	短期大学	平成17年1月14日 平成19年1月25日 平成21年9月4日
独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構	高等専門学校	平成17年7月12日

## 分野別認証評価機関

認証評価機関名	評価の対象分野	認証日
公益財団法人 日弁連法務研究財団 独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構 公益財団法人 大学基準協会	法科大学院	平成16年8月31日 平成17年1月14日 平成19年2月16日
一般社団法人 ABEST21	経営(経営管理, 技術経営, ファイナンス, 経営情報)	平成19年10月12日
公益財団法人 大学基準協会	経営(経営学, 経営管理, 国際経営, 会計, ファイナンス, 技術経営)	平成20年4月8日
特定非営利活動法人 国際会計教育協会	会計	平成19年10月12日
一般社団法人 日本助産評価機構	助産	平成20年4月8日
公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会	臨床心理	平成21年9月4日
公益財団法人 大学基準協会	公共政策	平成22年3月31日
公益財団法人 日本高等教育評価機構	ファッション・ビジネス	平成22年3月31日
一般財団法人 教員養成評価機構	教職大学院、学校教育	平成22年3月31日
一般社団法人 日本技術者教育認定機構	情報, 創造技術, 組込み技術, 原子力	平成22年3月31日
公益財団法人 大学基準協会	公衆衛生	平成23年7月4日
一般社団法人 ABEST21 公益財団法人 大学基準協会	知的財産	平成23年10月31日 平成24年3月29日
一般社団法人 専門職高等教育質保証機構	ビューティビジネス	平成24年7月31日
公益社団法人 日本造園学会	環境・造園	平成24年7月31日
公益財団法人 大学基準協会	グローバル・コミュニケーション	平成28年3月29日
一般社団法人 日本ソーシャルワーク教育学校連盟	社会福祉	平成29年2月2日
公益財団法人 大学基準協会	デジタル・コンテンツ	平成29年8月24日

# (参考) 評価結果と再評価の実施状況 (平成16年度～平成29年)

(大学及び短期大学の評価実施数)

	結果の種類	評価結果	再評価後(※3)
大学基準協会	適合	637	656
	(※1) 保留・期限付適合	28	3
	不適合	4	10
大学改革支援・学位授与機構	大学評価基準を満たしている	264	264
	大学評価基準を満たしていない	1	1
日本高等教育評価機構	適合	596	621
	(※2) 保留	34	8
	不適合	4	5
短期大学基準協会	適格	600	610
	(※4) 保留・条件付適格	18	8
	不適格	0	0

(※1) 大学基準協会の「大学基準」に適合していることを期限付で認定し、3年以内に「再評価」の受審を課し、適合・不適合を最終的に判定する。第1期では、「大学基準」に適合しているか否かの判定を保留し、3年以内に「再評価」の受審を課していた。

(※2) 日本高等教育評価機構の「大学評価基準」に適合しているか否かの判定を保留し、原則1年以内に「再評価」の申請を課す。(平成23年度評価分までは、原則3年以内)

(※3) 再評価後の保留等の欄には未受審も含む。

「再評価」の他に、大学基準協会及び大学評価・学位授与機構は「不適合」に対する「追評価」の機会を設けているが(2年以内。「追評価」を受けるかは被評価機関の任意。)、実績はない。

(※4) 短期大学基準協会の「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、改善意思及び改善計画を確認した場合保留し、1年以内に再評価を受け、適格、不適格とならない場合は、さらにその2年後に再評価を行う。(第1評価期間)

第2評価期間は、適格、不適格の判定に至らない場合は保留とし、指定する期間内に再評価を行い、適格、不適格とならない場合は、さらにその後に再評価を行う。また、「短期大学評価基準」の一部を満たしていないが、教育に重大な支障を及ぼすおそれのない場合は条件を付した上で適格とし、指定した期日までに改善報告書の提出を求め、適格・不適格の判定を行う。

# 大学の情報公表制度等

## ●大学における教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する義務を規定（平成11年）

### 【大学設置基準】(当時)

第二条の二 大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって積極的に情報を提供するものとする。（※平成22年に条削除、平成23年に学校教育法施行規則第172条の2を新設）

## ●教育研究活動の状況の公表に関する義務について法律レベルで規定（平成19年）

### 【学校教育法】

第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

## ●各大学が公表すべき教育情報を具体的に規定（平成23年）

### 【学校教育法施行規則】

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的に関すること
  - 二 教育研究上の基本組織に関すること
  - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
  - 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
  - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
  - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
  - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
  - 八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること
  - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。
  - 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

## ●情報公表への取組状況を認証評価における評価の対象に位置付け(平成23年)

### 【学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令】(当時)

第一条 学校教育法（略）第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

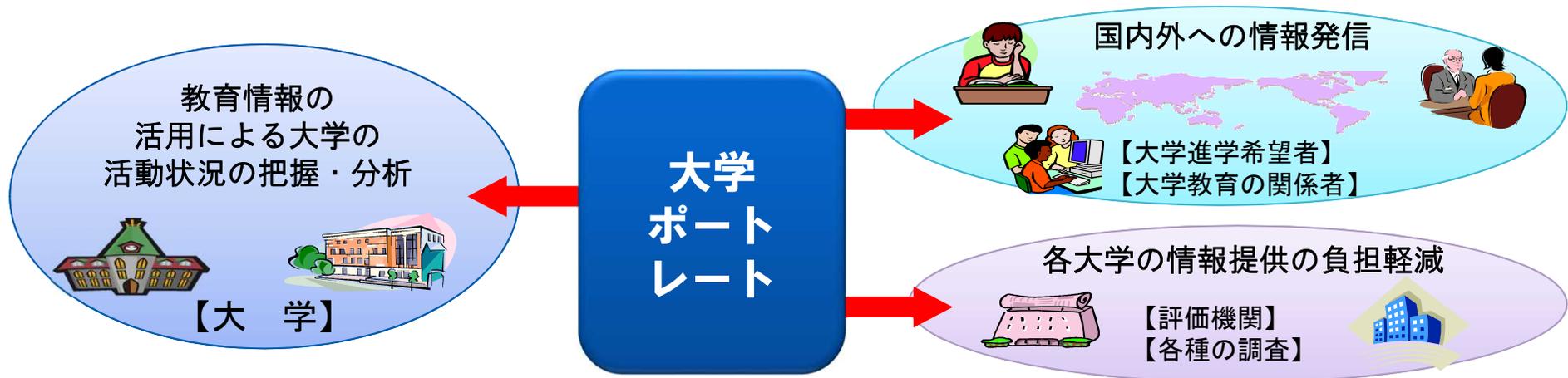
- 一 大学評価基準が、法及び学校教育法施行規則（略）並びに大学（略）に係るものにあつては大学設置基準（略）に、それぞれ適合していること。
- 二～四（略）
- 2 前項に定めるもののほか、法第百九条第二項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第百十条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、当該認証評価に係る大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められているものとする。
  - 一～五（略）
  - 六 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
  - 七・八（略）

# 大学ポートレートの概要

## 大学ポートレート：大学の教育情報を活用・公表するための共通的な仕組み

- 関係者にわかりやすく大学の**教育活動状況**を発信  
→ 大学の説明責任体制の向上、進学希望者への進路選択支援、国際的信頼性の向上
- 大学の活動状況の把握・分析のための**教育情報活用**  
→ 根拠情報に基づく質の向上に向けた取組の加速、評価における情報活用の促進
- 共通的な情報の公表を通じた大学による**各種調査への対応の負担軽減**  
→ 大学運営の効率向上

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報（※）の発信を開始。



※ 大学ポートレートで発信している大学情報について(例)

### 【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・学生支援(修学、留学生、就職・進路等)
- ・課外活動

※下線は学校教育法施行規則172条の2で公表が定められている項目

### 【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的や3つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)
- ・学部等の特色
- ・教育課程(取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が習得すべき能力等)
- ・入試(入学者数、入試方法)
- ・教員(教員組織、教員数、教員の有する学位・業績)
- ・学生(収容定員、学生数)
- ・費用及び経済支援(授業料等、奨学金額、受給資格、授業料減免)
- ・進路(卒業者数・修了者数、進学者数・就職者数)

## 【教育の質の保証と情報公表について】

- 大学進学率が上昇し、高等教育を受ける学生が増加するほど、公費を投入するに値する質の教育を行っているのか説明責任が求められる。
- 社会に貢献する大学の姿に国民の理解が広がり、多様な投資や民間からの寄附が行われて、社会から支えられる大学になっていく、という好循環のために
- 全学的な教学マネジメントの確立とその前提としての学修成果の可視化
  - 設置基準等の見直しを含む入り口での設置認可と恒常的な情報公表の促進・認証評価制度の改善 が必要。

### 教学マネジメントの確立

#### 【教学マネジメントに係る指針の策定】

- 各大学において、全学的な内部質保証を促進するため、教学面での改善・改革に係る取組を促すなど、国として教学マネジメントの確立を一層進める必要がある。
- 教学マネジメントの確立に当たっては、「三つの方針」に基づく体系的で組織的な大学教育を、学位を与える課程共通の考え方や尺度(アセスメント・ポリシー)を踏まえた適切なPDCAなど点検・評価を通じた不断の改善に取り組むことが必要。
- このため、教学マネジメントに係る具体的な指針となるものを中央教育審議会のもとで作成し、各大学へ一括して示す。

### 認証評価制度

- 認証評価機関は、自己評価書の記載内容の見直しや他の評価等の活用により効率的に認証評価を実施するとともに、特色ある教育研究活動を積極的に発信
- 認証評価機関は、自らが定める大学評価基準に適合しているか否かを認定
- 受審期間の見直し
- 認証評価機関は、今後、学修成果や教育成果等に関する情報公表が各大学に義務付けられた際には、共通の定義に基づいて整理された各大学における学修成果や教育成果等のデータを相対的に活用し、人材育成目的や規模が近い大学同士の比較や、経年比較による改善状況を確認

### 情報公表

#### 【学修成果の可視化と情報公表】

- 教学マネジメントの確立に当たっては、学生の学修成果に関する情報を的確に把握・測定し、教育活動の見直し等に適切に活用する。
- 各大学が地域社会や企業等の大学の外部からの声や期待を意識し、積極的に説明責任を果たしていくという観点からも、大学全体の教育成果の可視化の取組を促進し、公表する。
- 学修成果や教育成果の可視化に留まらず、大学教育の質の向上に関する情報を積極的に把握・公表していくことが重要である。情報によっては大学に新たに義務付けしたり、取組の参考となるよう把握や活用の在り方等について教学マネジメント指針の中に提示したりするなど、情報公表を促進する。

# (参考)「三つの方針」に基づく大学教育改革の実現に向けた省令改正

## ≪学校教育法施行規則の改正≫

全ての大学等において、以下の**三つの方針を一貫性あるものとして策定し、公表するものとする。**

①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針

(平成28年3月31日改正、平成29年4月1日施行)

### 大学教育の充実に向けた PDCAサイクルの確立

- ・生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成する大学教育の実現
- ・大学教育の「入口」から「出口」までを一貫したものとして構築し、高等学校や産業界をはじめ広く社会に発信

大学教育の  
質的転換

卒業認定・学位授与の方針 (ディプロマ・ポリシー)

学生が身に付けるべき資質・能力の明確化  
＜PDCAサイクルの起点＞

各大学の教育理念を踏まえ、  
一貫性あるものとして策定

教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー)

体系的で組織的な教育活動の展開のための教育課程編成、  
教育内容・方法、学修成果の評価方法の明確化

入学者受入れの方針 (アドミッション・ポリシー)

入学者に求める学力の明確化、  
具体的な入学者選抜方法の明示

## ≪三つの方針の策定及び運用に関するガイドライン≫ (平成28年3月31日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会)

各大学の建学の精神や強み・特色等を踏まえた**自主的・自律的な三つの方針の策定と運用の参考指針**

(主な内容)

- ・ 三つのポリシーの策定単位は、学位プログラム(授与される学位の専攻分野ごとの入学から卒業までの課程)を基本に、各大学が適切に判断。
- ・ 各大学において、
  - ①卒業までに学生が身に付けるべき資質・能力を示すディプロマ・ポリシーと、それを達成するための教育課程の編成・実施の在り方を示すカリキュラム・ポリシー、②これら二つのポリシーを踏まえて学生を受け入れるためのアドミッション・ポリシーを、それぞれ策定。
- ・ 三つのポリシーに基づく大学教育の諸活動を実施するとともに、その結果の自己点検・評価とそれを踏まえた改善に取り組み、大学教育の内部質保証システムを確立。
- ・ 三つのポリシーとそれに基づく教育の実績等を分かりやすく積極的に情報公開することで、高校の進路指導を改善するとともに、産業界からの理解を得て連携を強化。